

ふくしま地域資源活用・地域連携サポートセンター事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本県では、豊かな農林水産資源を活用し、地域の多様な主体がそれぞれの強みを活かして取り組む地域産業6次化をより一層推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図るため、ふくしま地域産業6次化戦略を策定し、「地域産業6次化」を推進している。

本事業では、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな付加価値を創出する取組を支援するため、相談窓口である「ふくしま地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置・運営し、本県の地域産業6次化をより一層推進する。

2 事業の内容

(1) 委託事業名

ふくしま地域資源活用・地域連携サポートセンター事業

(2) 委託費の上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※ 提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。

(3) 事業及び内容

別紙「ふくしま地域資源活用・地域連携サポートセンター事業委託仕様書（案）」のとおり

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

(5) センターの稼働日

福島県との協議により決めることとする

3 主なスケジュール

日 時	内 容
令和7年2月28日（金）	プロポーザル実施要領の公表、募集開始
令和7年3月7日（金）17時まで	質問書の提出期限
令和7年3月11日（火）17時まで	質問書への回答
令和7年3月13日（木）17時まで	参加申込書の提出期限
令和7年3月14日（金）	参加資格審査結果通知
令和7年3月17日（月）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年3月19日（水）	一次審査（書面）結果の通知
令和7年3月26日（水）	二次審査（プレゼンテーション）
令和7年3月下旬予定	審査結果の通知
令和7年4月上旬予定	契約締結

4 応募に係る事項

(1) 参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ① 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 県税を滞納している者でないこと。
- カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- キ 福島県域での農山漁村発イノベーション推進又は地域産業 6 次化推進に係る福島県等の受託実績があること。
- ク 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- ケ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、農林企画課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、農林企画課窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 プロポーザルに係る提出書類

(1) 質問の受付

ア 提出書類：質問書（様式第1号）

イ 提出期限：令和7年3月7日（金）17時まで（必着）

ウ 提出方法：電子メール、FAX、郵送又は持参

※ 電子メール又はFAXで提出の際は送信後に電話で着信確認すること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月11日（火）17時までに農林企画課ホームページに掲載する。

(2) 参加の申込み

ア 提出書類：①ふくしま地域資源活用・地域連携サポートセンター事業公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②会社概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）

イ 提出期限：令和7年3月13日（木）17時まで（必着）

ウ 提出方法：電子メール、FAX、郵送又は持参

※ 電子メール又はFAXで送信後、電話で着信確認すること。

エ 回答方法：福島県は、提出された書類を元に参加資格を確認し、その結果を令和7年3月14日（金）までに書面で通知する。

オ その他：参加の申込みが無い場合は、企画提案書を受付することができない。

(3) 企画の提案

ア 提出書類：①企画提案書（下記のとおり）

②県から受注した委託事業実績一覧（直近3箇年度）

イ 提出期限：令和7年3月17日（月）17時まで（必着）

ウ 提出方法：郵送又は持参

※ 電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

<企画提案書>

以下「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書とする。提出部数は10部。

様式は任意。用紙サイズはA4判とし、両面15枚以内（30頁以内）とする。必要に応じてA3判の折込みも可とするが、2頁としてカウントする。

【提案1】考え方

県内における農山漁村の地域資源を最大限に活用した、新たな付加価値を創出する取組の現状を把握して、本事業を実施する上での基本的な考え方を示すこと。

【提案2】各事業の取組内容

① 2の(3)における業務について、提案すること。

② 関係団体等と連携を図りながら、委託期間を通じた実施計画等、具体的な提案内容となるよう配慮すること。

③ その他、目的の達成に対する独自提案について【任意記載事項】

【提案3】事業効果の設定と検証

① 本事業で実施する取組内容を評価するための定量的な評価項目、その項目の現状及び目標値を設定すること。

② 各取組内容の実施結果を効果検証する方法を提案すること。

【提案4】業務の実施体制

- ① 本事業の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。
- ② 本事業の遂行に必要な「地域支援検証委員会」を設置し、実施体制に含めること。
- ③ 本業務の遂行に当たっては、十分なマネジメント業務経験を有する者を統括企画推進員として専従させること。専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

【提案5】積算見積書

2の(3)における業務の内容ごとにそれぞれの費目ごとの内訳が分かるよう記載すること。

(4) 提出先

質問書、参加申込書、企画提案書等の提出先は「9 問合せ先及び提出先」のとおり。

(5) 留意事項

提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行わない。また、提出書類の返還も行わない。

6 プロポーザルの審査

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(1) 一次審査（書面）

参加者全ての企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。一次審査の結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して、書面で通知を行う。

【一次審査の結果通知：令和7年3月19日（水）】

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選定された参加者に対し、二次審査において企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知を行う。

イ プレゼンテーションの時間は25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。

エ 感染症等の状況によって、オンラインで審査を実施する場合がある。

【二次審査の実施：令和7年3月26日（水）】

(3) 審査基準及び配点

下表の審査項目及び評価基準により審査を行う。特に、事業の取組内容や効率的かつ効果的な事業の実施体制とともに、予算額の妥当性に重点を置き、審査を行う。

審査項目	配点	評価基準
1 事業の取組内容	40点	業務の運営手法、内容の適格性、期待される効果等
2 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力・履行の確実性等
3 事業費の妥当性	10点	事業費の妥当性等

(4) 審査結果の通知及び公表

審査会において、最も優れた提案を行った者を業務委託予定者に選定する。結果については、二次審査参加者全員に対し、書面で通知を行う。

なお、審査結果を農林企画課ホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果の通知及び公表：令和7年3月下旬】

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

この手続に参加したものが、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結までに至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

7 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 委託費の上限を超過しているもの

8 その他

- (1) 提出された制作物等の権利は、福島県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案のあった回数、規模等を下回ることにはできないため、実現可能な提案とすること。仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることがある。
- (3) 採用した企画提案内容を一部変更して契約する場合がある。

- (4) 業務委託者が企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は業務委託者に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることがある。
- (5) 本事業は、令和7年度予算として執行するものであることから、事業は国及び県の予算が決定し、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに確定するものである。

9 問合せ先及び提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県 農林水産部 農林企画課（担当：主査 石田）

電話 024-521-8041 FAX 024-521-7944

E-mail : kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp